

石川県スタートアップ創出・交流拠点設置・運営等業務委託 仕様書

1. 業務名

石川県スタートアップ創出・育成支援拠点設置・運営等業務委託

2. 業務の目的

本県では、令和5年9月に策定した「石川県産業振興指針」において、本県産業の成長の新たな原動力となるスタートアップの創出・育成に重点的に取り組むこととされ、これまでも様々な取り組みを行っているところである。今般、県内外のスタートアップ、スタートアップ予備軍、高等教育機関、投資家、金融機関、その他支援機関・支援者等（以下、「スタートアップ等」という。）が集まり、交流、切磋琢磨できる拠点を設置することで、スタートアップ創出・育成を加速化させることとする。

3. 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4. 業務内容

(1) スタートアップ創出・育成支援拠点の設置・運営

- ・受託者が所有または運営する金沢市内のコワーキングスペース（※）等を活用して、石川県のスタートアップ支援拠点を整備することで、スタートアップ等が集い、新たなスタートアップの創出や育成の拠点として機能させること。
※コワーキングスペースとはさまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースを指す。
- ・スタートアップやスタートアップ予備軍の相談やニーズに対応できるよう、スタートアップのビジネスモデルのブラッシュアップや事業成長支援ができる相談体制、必要に応じて外部専門家とマッチングを行う体制を構築すること。
- ・県内のスタートアップ・エコシステム構築を意識し、県内のスタートアップ支援拠点と連携すること（イベント開催や人的交流等）が望ましい。
- ・首都圏をはじめとした県外のスタートアップ支援拠点とも連携すること（イベント開催や人的交流等）が望ましい。

(2) スタートアップ創出・育成イベントの企画・運営

- ・石川県のスタートアップ・エコシステムの現状や石川県の特徴を踏まえ、スタートアップ創出・育成に繋がるイベント（以下、「イベント」という。）を毎月1回程度開催すること。
- ・首都圏でのイベントを1回以上開催すること。
- ・イベント開催の実績（参加者数や参加者の属性、成果等）を県に逐次報告すること。

(3) 情報発信

- ・HP 及び各種 SNS、その他有効な広報媒体を活用して、県内外に効果的な情報発信を行うこと。
- ・県や県の指定する者（以下、「県等」という。）が行う事業やイベント等についても、必要に応じて情報発信を行うこと。

5. 運営体制

- (1) 原則として、土日祝、年末年始（12月28日から1月3日まで）を除き開館すること。
- (2) 開館中は極力受託者の職員もしくは受託者が管理する職員が駐在し、連絡が取れるようにすること。

6. 留意事項

- (1) 本業務を施行するにあたり、業務委託契約書及び本仕様書に基づき、委託者と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行うこと。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部または主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。
- (4) 受託者は、業務期間の満了又は契約取消のときは、次期事業者又は県が円滑に運営できるよう、十分な引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに伴う経費は、県は負担しない。
- (5) 県等の施策や事業に協力するとともに、県等の利用を妨げないこと。
- (6) 県等のほか、県内市町や公的支援機関などのイベント開催にあたっては、事業の目的に鑑み、十分配慮すること。
- (7) 「4. 業務内容」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。
- (8) 本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

7. 委託費用

- (1) 予算額 7,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 支払方法 精算払（受託者から成果物の提出を受け、金額が確定した後）

8. 成果物および納品時期

提出物	数量	備考
業務報告書	1部	A4版縦でWord形式とする
提出期限	令和7年3月31日（月）	

9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

10. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

11. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。